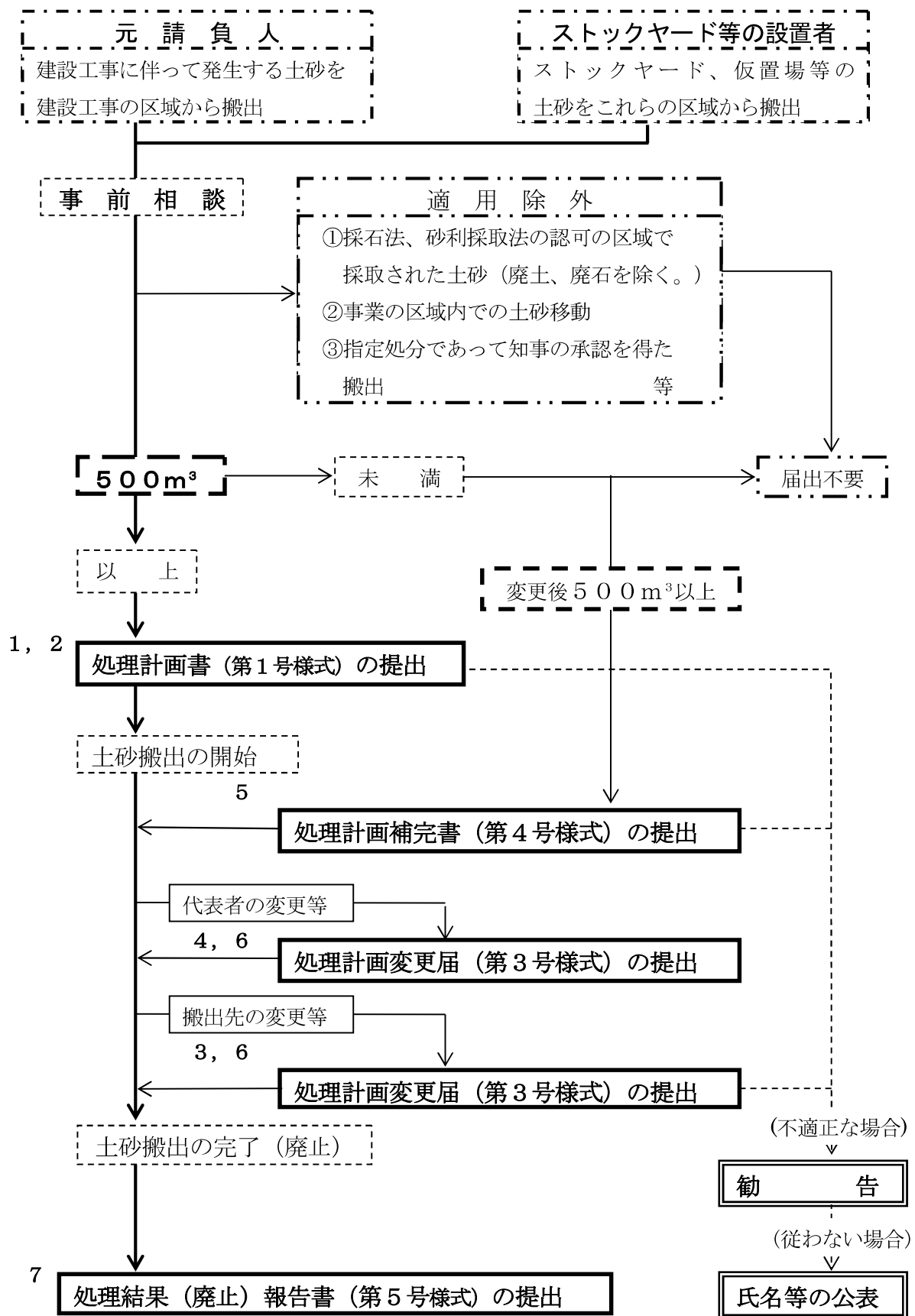


土砂の搬出 手続の流れ



※ 届出を行わなかった場合や虚偽の届出をした場合には、罰則が適用されます。

○届出が必要なケース一覧

	区 分	提出日	様 式	参 照
1	建設工事に伴って発生する土砂を建設工事の区域から500m ³ 以上搬出する。	土砂の搬出を開始する日から起算して20日前まで	処理計画書 (第1号様式)	P 4
2	ストックヤードの土砂を月間500m ³ 以上搬出する。	前月の20日まで	処理計画書 (第1号様式)	P 8
3	処理計画に定めた事項を変更する(4を除く。)	土砂の搬出をしようとする前日まで	処理計画変更届 (第3号様式)	P 1 4
4	会社の代表者や所在地を変更した。 建設工事の名称を変更した。	変更したときは速やかに	処理計画変更届 (第3号様式)	P 1 6
5	当初計画を変更して500m ³ 以上の土砂を搬出する。	500m ³ 以上の土砂を搬出する日の前日まで	処理計画補完書 (第4号様式)	P 1 8
6	処理計画補完書で届出した内容の変更	土砂の搬出をしようとする前日まで	処理計画変更届 (第3号様式)	P 2 1
7	土砂の搬出を完了(又は廃止)した。 搬出する土砂の量が500m ³ 未満になった。	完了(廃止)した日から起算して20日以内	処理結果(廃止)報告書 (第5号様式)	P 2 2